

# 島田市開発行為等事務処理要領

平成17年 4月 1日（施行）

平成29年 4月 1日（改正）

令和4年 4月 1日（改正）

島 田 市

# 目 次

## 島田市開発行為等事務処理要領

(趣旨)	1
(関係法令の略称)	1
(開発行為予備審査)	1
(開発行為の許可)	2
(開発許可の技術的基準)	3
(工事着手届等)	3
(工程報告)	4
(写真の整備)	4
(流出抑制施設の維持管理協定)	4
(工事の完了検査)	4
(建築等の制限解除)	5
(建築等の制限解除の基準)	6
(工事廃止の届出)	6
(開発行為の変更の許可等)	7
(建ぺい率等の指定)	7
(建築等の許可)	8
(地位の承継届)	8
(地位の承継の承認)	8
(開発登録簿の調製)	9
(開発行為及び建築等に関する証明書)	9
(各種申請書等の提出部数)	10

## 島田市開発行為等事務処理要領

### (趣旨)

第1 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (関係法令の略称)

第2 この要綱において、都市計画法、同法施行令（昭和44年政令第158号）、同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）及び都市計画法施行細則（平成17年島田市規則110号）を、それぞれ法、政令、省令及び細則という。

### (開発行為予備審査)

第3 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次により開発行為予備審査（以下「予備審査」という。）を行うことができる。ただし、島田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成17年5月5日告示第108号。以下「指導要綱」という。）が適用される事業については、この限りでない。

(1) 開発行為予備審査依頼書（様式第1号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発計画概要書（様式第2号）

イ 開発区域位置図（作成要領は別表1）

ウ 現況図（作成要領は別表1）

エ 土地利用計画図（作成要領は別表1）

オ 公図写（作成要領は別表1）

カ 接続道路の概要及び改修計画書（必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。）

キ 流末水路の概要及び改修計画書（放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。）

ク 現況写真（Lサイズ判程度）

(2) 予備審査は、開発行為現地予備審査表（様式第3号）により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び予備審査の依頼をした者の立会いの上で、次に定める事項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無

カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は市等の給水計

画に対する適合性

- キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し
- ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策
- ケ 樹木の保存計画とその適否
- コ 消防水利の存在の有無
- サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性
- シ 工事期間中に必要とされる防災対策
- ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課

(4) 予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。

(5) 予備審査が終了したときは、開発行為現地予備審査表により決裁を受け、その結果を様式第4号により当該依頼をした者に通知するものとする。

(6) (5)の通知は、通知の日から3年が経過した場合又は関係法令に改正があった場合には、その効力を失うこととする。

#### (開発行為の許可)

第4 法第29条第1項又は第2項の許可は、次により行うものとする。

(1) 省令第16条の開発行為許可申請書（様式第5号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。））

イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面（予備審査を行ったものに限る。）

ウ 設計説明書（様式第6号）（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を除く。）

エ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第7号及び第8号）

オ 開発区域内権利者一覧表（様式第9号）

カ 開発行為の施行等の同意書（様式第10号）（印鑑証明書を添付すること。）

キ 設計者の資格に関する申告書（様式第11号）（開発区域の面積が1ha以上のものに限る。）

ク 申請者の資力及び信用に関する申告書（細則様式第1号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）

ケ 資金計画書（様式第12号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）

コ 工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第2号）（自己の居住用住宅の建築を目的

とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)

サ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。）

シ 設計図書（作成要領は別表1）

(2) 申請書の審査は、開発行為許可審査表（様式第13号）により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為許可審査表を添えて決裁を受け、様式第14号により当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 許可に際して法第79条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

ア 開発行為の着手前に細則第3条の規定による届出を行うこと。

イ 細則第5条の規定による標識の掲示を行うこと。

ウ 防災施設に関する工事を先行させ、工事施工中の防災措置を十分行うこと。

エ 第8により写真の整備を行うこと。

オ 盛土の施工は、政令第28条第4号の規定を遵守すること。

カ 擁壁は、基礎地盤の支持力等が設計条件を満足することを確認した上、施工すること。

キ 切土又は掘削の結果、当該箇所の土質が地質調査等から想定したものと著しく異なる場合は、速やかに対策を講じること。

ク 開発行為を廃止する場合は、あらかじめ、安全上の措置に関する計画書（様式第24号）を作成し、安全上の措置を講じること。

ケ 許可日から2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。

コ 公共施設の管理者へ帰属させることとなる土地については、工事完了までに当該土地の登記承諾書を公共施設の管理者に提出できるよう準備すること。

サ その他都市計画上必要と認められる事項

#### （開発許可の技術的基準）

第5 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、静岡県の定める「都市計画法による開発行為等の手引き（技術基準）」によるものとする。

#### （工事着手届等）

第6 細則第3条の規定による工事着手届出書（細則様式第3号）及び工程表（細則様式第4号）を市長に提出するものとする。

### (工程報告)

第7 細則第4条の規定による報告は、指定された工事の工程に達した場合の報告書を市長に提出するものとする。

### (写真の整備)

第8 開発許可を受けた者（法第44条又は法第45条の規定による地位の承継があったときは、承継した者。以下「開発者」という。）が行う写真の整備は、静岡県の定める「写真の整備について」によるものとする。

### (流出抑制施設の維持管理協定)

第9 流出抑制施設について、市が帰属を受けないとしたときは、開発者と市の間で別に定める「流出抑制施設の維持管理協定」を締結するものとする。

### (工事の完了検査)

第10 法第36条の規定による検査等は、次により行うものとする。

- (1) 省令第29条の工事完了届出書（様式第15号）又は公共施設工事完了届出書（様式第16号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
  - ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）
  - イ 許可に係る造成計画平面図
  - ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）
  - エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）
  - オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）
  - カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）
  - キ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）
  - ク 実質工程表
  - ケ 品質管理表
  - コ 最終許可書の写し
- (2) 完了検査は、関係機関及び開発者立会いの上で、原則として静岡県の定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書（様式第17号）にとりまとめておくものとする。
- (3) 検査の結果、開発者に手直工事等の指示をした場合における手直工事（指示事項）完了報告書（様式第18号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
  - ア 手直工事箇所的位置図（造成計画平面図を利用すること。）
  - イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

(5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、流出抑制施設の維持管理協定締結後に、開発行為に関する工事の完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第30条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（様式第19号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第20号）を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

(6) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するとともに、開発者にその写しを交付するものとする。この公告は、島田市の掲示板に掲示して行う。

#### （建築等の制限解除）

第11 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次により行うものとする。

(1) 細則第8条の開発区域内における建築等制限解除申請書（細則様式第8号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1／50,000以上）

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図、配置図

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1／200以上）

オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）

キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）

ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）

コ 建築工事工程表

サ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第21号）により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査は、第10(2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、様式第22号により当該申請をした者に解除の通知を行うものとする。

この通知は、制限解除印を押した申請図書を添えて行うものとする。

#### (建築等の制限解除の基準)

第12 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの。

オ その他特に必要があると認められるもの。

#### (工事廃止の届出)

第13 法第38条の規定による届出の受理は、次により行うものとする。

(1) 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書(様式第23号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 工事を廃止した土地の現況図(縮尺は1/1,000以上(開発区域の面積が、20ha以上のものにあつては、縮尺1/3,000以上)とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。)

ウ 安全上の措置に関する計画書(様式第24号)に基づく防災施設等の出来形図(防災施設構造図等に設計値と出来形を対照としたもの。)(工事に着手した場合に限る。)

エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要等の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。)(工事に着手した場合に限る。)

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真(第8により整備したもの。)(工事に着手した場合に限る。)

キ 品質管理表(工事に着手した場合に限る。)

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表(様式第25号)により行うものとし、工事着手したのものにあつては、第4(4)クの安全上の措置に関する計画書(工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置等)に基づき、現地の確認を行うものとする。この現地確認は、第9(2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

- (3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第26号により当該届出をした者に受理の通知を行うものとする。

#### (開発行為の変更の許可等)

第14 法第35条の2第1項の許可等は、次により行うものとする。

- (1) 法第35条の2第1項の申請書（細則様式第6号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4（1）に準ずる。）

エ 事前協議終了に係る通知の写し（（5）の事前の協議を行った場合に限る。）

- (2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（様式第27号）により行うものとする。

- (3) 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添えて決裁を受け、様式第28号により開発者に許可の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

- (4) 細則第7条の開発行為変更届出書（細則様式第7号）は、市長に提出するものとする。

- (5) 法第30条第1項第3号の開発行為に関する設計の変更（省令第28号の4の軽微な変更を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除き、事前の協議を行うことにより認めることができる。この場合、工事完了届出書、公共施設工事完了届出書又は開発区域内における建築等制限解除申請書を受理する前までに、当該協議の内容についての変更許可手続を行うものとする。

ア 擁壁に関して種類又は断面の変更等により、構造計算を行う必要があるもの

イ 調整池に関して必要となる容量、放流口の位置若しくは断面又は余水吐の断面を変更するもの

ウ 地盤改良に関して工法の追加又は変更を行うもの

エ 公共施設の管理者又は管理をすることとなる者と変更の協議が必要なもの

オ 開発区域の面積が20ha以上の開発行為について、政令第23条に定める者と変更の協議が必要なもの

- (6) (5)の事前の協議は、開発行為変更協議書（様式29号）を、変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4（1）に準ずる。）を添えて、市長に提出するものとする。

なお、協議が終了したときは、様式第30号により開発者に通知を行うものとする。

#### (建ぺい率等の指定)

第15 法第41条第1項の制限は、建築担当課に合議の上、指定するものとする。

### (建築等の許可)

第16 法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 細則第10条の許可申請書(細則様式第9号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)

エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)

オ 建築物等の用途、規模(建築面積、延べ面積及び階数)、構造及び棟数を示す書面

(2) 細則第11条の許可申請書(細則様式第10号)は、前項アからオに掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可の場合は様式第31号により、当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

### (地位の承継届)

第17 細則第12条の地位の承継届出書(細則様式第11号)は、戸籍謄本(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及びその他承継を証する書面を添えて、市長に提出するものとする。

### (地位の承継の承認)

第18 法第45条の承認は、次により行うものとする。

(1) 細則第13条の地位の承継の承認申請書(細則様式第12号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)

イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面

ウ 申請者の資力及び信用に関する申告書(細則様式第1号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)

エ 資金計画書(様式第12号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)

オ 工事の施行状況を示す書面

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第32号により当該申請をした者に承認の通知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第13に定める工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置(公共施設の機能の回復や防災上必要

な措置等)が必要と認められる場合には、当該申請をした者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

#### (開発登録簿の調製)

第19 法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管並びに法第47条第5項の規定による写しの交付は、次により行うものとする。

- (1) 開発登録簿の調製は、開発許可したときに、開発登録簿(様式第33号)に位置図及び土地利用計画図を添えて行うものとする。
- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加えるものとする。また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4) 開発登録簿の閲覧に関しては、細則第14条から第18条までの規定によるものとする。
- (5) 細則第19条の開発登録簿謄本交付申請書(細則様式第14号)が提出され、開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を附記し、市長印等公印を押印するものとする。

#### (開発行為及び建築等に関する証明書)

第20 省令第60条の書面の交付は、次により行うものとする。

- (1) 細則第20条の適合証明申請書(細則様式第15号)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

区分		図書
ア 法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明(bの場合を除く。)	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図

	b 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲であって、開発者が一括して証明を求める場合）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 区画確定測量図 5 開発行為に関する工事の検査済証の写し
	c 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し ※対象地を色枠で明示・道路を赤色、水路を水色で着色 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条第1項各号又は第2項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第1項第2号又は第2項第1号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第34号を参照すること。）等を含む。）
イ その他（法第35条の2第1項、法第41条第2項又は法第42条の規定に適合していることの証明）	a 許可の内容に適合していることの証明	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図
	b 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 その他市長が必要と認める図書

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、細則様式第15号により当該申請をした者に証明書を交付するものとする。

**（各種申請書等の提出部数）**

第21 この要領に定めるところによる申請書等の提出部数は、別表2に定めるものとする。

**附 則**

1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1

## 設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開 発 区 域 位 置 図	1/50,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 地形</li> <li>・ 開発区域の位置</li> <li>・ 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称</li> <li>・ 放流先河川の位置及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土地理院の地形図を準備すること</li> </ul>
2	現 況 図	1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 開発区域の境界</li> <li>・ 標高差を示す等高線（2mの標高差を示すものであること。）</li> <li>・ 植生区分</li> <li>・ 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>・ 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状</li> <li>・ 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員</li> <li>・ 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置</li> <li>・ 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ha以上のもののみ</li> <li>・ 1ha以上のもののみ</li> </ul>
3	公 図 写	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 開発区域の境界</li> <li>・ 市町の区域内の町又は字の境界</li> <li>・ 土地の地番及び形状</li> <li>・ 開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発区域周辺も適宜表示すること</li> <li>・ 公共用地は次によりうすく着色すること</li> </ul> <p>公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒</p>
4	開 発 区 域 区 域 図	1/3,000以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、都道府県界、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土 地 利 用 計 画 図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 開発区域及び工区の境界</li> <li>・ 主要構造物の標高</li> <li>・ 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置</li> <li>・ 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員</li> <li>・ 表面水の流れ方向</li> <li>・ 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>・ 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>・ 消防水利の位置及び形状</li> <li>・ 調整池の位置及び形状、調整容量 （多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分）</li> <li>・ 河川その他の公共施設の位置及び形状</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物等の敷地の形状及び面積</li> <li>・ 敷地に係る予定建築物等の用途、規模、構造</li> <li>・ 公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</li> <li>・ 樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>・ 緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>・ 法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配</li> <li>・ 擁壁の位置及び種類</li> </ul>	
6	造成計画平面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 開発区域及び工区の境界</li> <li>・ 標高差を示す等高線</li> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・ 擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・ 法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配</li> <li>・ 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・ 調整池の位置及び形状</li> <li>・ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・ 造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 等高線は細線で表示すること</li> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土=黄 盛土=赤</li> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること</li> </ul>
7	造成計画断面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発区域及び工区の境界</li> <li>・ 切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・ 計画地盤高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土=黄 盛土=赤</li> </ul>
8	排水施設計画平面図	1/600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発区域及び工区の境界</li> <li>・ 排水区域の区域界</li> <li>・ 調整池の位置及び形状</li> <li>・ 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・ 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・ 排水管の勾配及び管径</li> <li>・ 人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・ 水の流れの方向</li> <li>・ 吐口の位置</li> <li>・ 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状</li> <li>・ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・ 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・ 法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>	
9	給水施設計画平面図	1/600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発区域及び工区の境界</li> <li>・ 給水施設の位置、形状、内のり寸法</li> <li>・ 取水方法</li> <li>・ 消火栓の位置</li> <li>・ 予定建築物等の敷地の形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。</li> </ul>
10	がけの断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）</li> <li>・ 切土又は盛土をする前後の地盤面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小段の位置及び幅</li> <li>・石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法</li> </ul>	<p>土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び自然がけについて作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。</li> </ul>
11	擁壁の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋の位置及び径</li> <li>・水抜き穴の材料、寸法及び位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配筋図を含む</li> </ul>
12	求積図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積</li> </ul>	
13	防災工事計画平面図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・計画道路線</li> <li>・防災施設の位置、形状、寸法及び種類</li> <li>・段切位置</li> <li>・表土除去位置</li> <li>・ヘドロ除去位置、除去深さ</li> <li>・工事中の雨水排水経路</li> <li>・防災施設の設置時期及び機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること</li> </ul>
14	防災施設構造図	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造</li> </ul>	
15	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算</li> </ul>	
16	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁で保護しないがけの安定計算等</li> </ul>	
17	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流先河川又は水路の流下能力</li> <li>・開発区域内排水施設の排水能力</li> <li>・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等</li> </ul>	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質の状況</li> <li>・地盤改良の計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟弱地盤等を含む場合に添付すること</li> </ul>

19	その他市長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。</li> <li>・ 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第32条協議の結果、市町等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること</li> <li>・ その他審査上特に必要と認める図書</li> </ul>
----	----------------	--	---

注意事項

- 1 申請図書はA 4判に製本すること。
- 2 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 3 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 4 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表 2

## 開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数		備考 (要領)
		正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	—	第3
2	開発行為許可申請書	1	1	第4
3	工事着手届出書	1	—	第6
4	工程報告書	1	—	第7
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	—	第10
6	手直工事（指示事項）完了報告書	1	—	
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	1	第11
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	—	第13
9	開発行為変更許可申請書	1	1	第14
10	開発行為変更届出書	1	—	
11	制限区域内における建築の許可申請書	1	1	第16
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	1	
13	地位の承継届出書	1	—	第17
14	地位の承継の承認申請書	1	—	第18
15	適合証明申請書	1	1	第20

要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第1号	開発行為予備審査依頼書	
第2号	開発計画概要書	
第3号	開発行為現地予備審査表	
第4号	開発行為予備審査の結果について（通知）	
第5号	開発行為許可申請書	省令別記様式第2
第6号	設計説明書	
第7号	都市計画法第32条の規定に基づく同意	
第8号	新設する公共施設一覧表	
第9号	開発区域内権利者一覧表	
第10号	開発行為の施行等の同意書	
第11号	設計者の資格に関する申告書	
	申請者の資力及び信用に関する申告書	細則様式第1号
第12号	資金計画書	省令別記様式第3
	工事施行者の能力に関する申告書	細則様式第2号
第13号	開発行為許可審査表	
第14号	都市計画法第29条の開発行為について（許可）	
	工事着手届出書	細則様式第3号
	工程表	細則様式第4号
	開発行為許可標識	細則様式第5号
第15号	工事完了届出書	省令別記様式第4
第16号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第5
第17号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第18号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第19号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第6
第20号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第7
	開発区域内における建築等制限解除申請書	細則様式第8号

第21号	開発区域内における建築等制限解除審査表	
第22号	開発区域内における建築等の制限解除について	
第23号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第8号
第24号	安全上の措置に関する計画書	
第25号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第26号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
	開発行為変更許可申請書	細則様式第6号
第27号	開発行為変更許可審査表	
第28号	開発行為の変更について（許可）	
	開発行為変更届出書	細則様式第7号
第29号	開発行為変更協議書	
第30号	開発行為の設計の変更に関する協議について（通知）	
	制限区域内における建築の許可申請書	細則様式第9号
	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	細則様式第10号
第31号	開発区域内における建築等の許可について	
	地位の承継届出書	細則様式第11号
	地位の承継の承認申請書	細則様式第12号
第32号	地位の承継の承認について	
第33号	開発登録簿	
	閲覧記録書	細則様式第13号
	開発登録簿謄本交付申請書	細則様式第14号
	適合証明申請書	細則様式第15号
第34号	農林漁業を営む者であることの証明書	

申請書等添付書類一覧

	区 分	添 付 図 書
1	開 発 行 為 予 備 審 査 依 頼 書 (様式第1号)	ア 開発計画概要書(様式第2号) イ 開発区域位置図(作成要領は別表1) ウ 現況図(作成要領は別表1) エ 土地利用計画図(作成要領は別表1) オ 公図写(作成要領は別表1) カ 接続道路の概要及び改修計画(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。) キ 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。) ク 現況写真(Lサイズ判程度)
2	開 発 行 為 許 可 申 請 書 (様式第5号)	ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)) イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面(予備審査を行ったものに限る。) ウ 設計説明書(様式第6号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。) エ 公共施設の管理者の同意及び協議書(様式第7号及び第8号) オ 開発区域内権利者一覧表(様式第9号) カ 開発行為の施行等の同意書(様式第10号)(印鑑証明を添付すること。) キ 設計者の資格に関する申告書(様式第11号)(開発区域の面積が1ha以上のものに限る。) ク 申請者の資力及び信用に関する申告書(細則様式第1号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) ケ 資金計画書(様式第12号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) コ 工事施行者の能力に関する申告書(細則様式第2号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) サ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。) シ 設計図書(作成要領は別表1) ①開発区域位置図 ②現況図 ③公図写 ④開発区域区域図 ⑤土地利用計画図 ⑥造成計画平面図 ⑦造成計画断面図 ⑧排水施設計画平面図 ⑨給水施設計画平面図 ⑩がけの断面図 ⑪擁壁の断面図 ⑫求積図 ⑬防災工事計画平面図 ⑭防災施設構造図 ⑮構造計算書 ⑯安定計算書 ⑰水理計算書 ⑱土地調査書及び地盤改良計画図書 ⑲その他知事が必要と認める図書
3	工 事 着 手 届 出 書 (細則様式第3号)	ア 工程表(細則様式第4号) イ 開発行為許可標識(細則様式第5号)を掲示した写真
4	工 程 報 告 書	
5	工 事 完 了 届 出 書 (様式第15号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 許可に係る造成計画平面図 ウ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出

		来形を対照したもの。)
6	公共施設 工事完了届出書 (様式第16号)	エ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。) オ 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの)(宅地分譲に限る。) カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面(検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。) キ 工事の施行状況が確認できる写真(第8により整備したもの。) ク 実質工程表 ケ 品質管理表 コ 最終許可書の写し
7	手直工事 (指示事項) 完了報告書 (様式第18号)	ア 手直工事箇所的位置図(造成計画平面図を利用すること。) イ 工事前及び工事完了後の写真
8	開発区域内における建築等制限解除申請書 (細則様式第8号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図、配置図 エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/200以上) オ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面 カ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。) キ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。) ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。) ケ 工事の施工状況が確認できる写真(第8により整備したもの。) コ 建築工事工程表 サ 品質管理表
9	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (様式第23号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 工事を廃止した土地の現況図(縮尺は、1/1,000以上(開発区域の面積が、20ha以上のものにあつては、縮尺1/3,000以上)とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。) ウ 安全上の措置に関する計画書(様式第24号)に基づく防災施設等の出来形図(防災施設構造図等に設計値と出来形を対照としたもの。)(工事に着手した場合に限る。) エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。)(工事に着手した場合に限る。) オ 現況写真

		<p>カ 工事の施行状況が確認できる写真(第8により整備したもの。) (工事に着手した場合に限る。)</p> <p>キ 品質管理表(工事に着手した場合に限る。)</p>
10	安全上の措置に関する計画書 (様式第24号)	<p>ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)</p> <p>イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面(工事に着手した場合に限る。)</p> <p>ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面(工事に着手した場合に限る。)</p> <p>エ 現況写真</p> <p>オ その他(廃止に当たって市が指導した事項がある場合は、それを記載したもの。)</p>
11	開発行為変更許可申請書 (細則様式第6号)	<p>ア 変更しようとする理由を示す書面</p> <p>イ 変更事項新旧対照表(変更事項について変更前と変更後を対照したもの。)</p> <p>ウ 変更箇所が確認できる図書(作成要領は第4(1)に準ずる。)</p> <p>エ 事前協議終了に係る通知の写し(第14(5)の事前の協議を行った場合に限る。)</p>
12	開発行為変更届 (細則様式第7号)	
13	制限区域内における建築の許可申請書 (細則様式第9号)	<p>ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)</p> <p>イ 許可に係る土地利用計画平面図</p> <p>ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上)</p> <p>エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上)</p> <p>オ 建築物等の用途、規模(建築面積、延べ面積及び階数)、構造及び棟数を示す書面</p>
14	予定建築物等以外の建築等の許可申請書 (細則様式第10号)	<p>ア 本表第12項のアからオに掲げる図書</p>
15	地位の承継届出書 (細則様式第11号)	<p>ア 戸籍謄本(法人にあつては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。))及びその他承継を証する書面</p>
16	地位の承継の承認申請書 (細則様式第12号)	<p>ア 申請者の住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。))</p> <p>イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面</p> <p>ウ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)</p> <p>エ 資金計画書(様式第13号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。)</p> <p>オ 工事の施行状況を示す書面</p>

## 開発行為予備審査依頼書

年 月 日

島田市長 ○○ ○○

依頼者 住 所 } 法人にあつては、  
その主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第3の規定により予備審査を依頼します。

### 記

1. 開発行為をしようとする場所

2. 区 域 区 分  区域区分を定めない都市計画区域  
 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

3. 用 途 地 域

4. 面 積 m<sup>2</sup>

5. 目 的

6. 予定建築物等

開発計画概要書

開発区域の地名地番								
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計	
	面積(実測公簿の別)							
	比率							
権利等				地盤の状況				
申請予定者				工事施行者 住所 氏名	電話			
住所 氏名				設計者 住所 氏名				電話
電話				電話				
開発行為の 目的				予定建築物 等の用途				
設計の方針								
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積		備考			
	都市計画法	区域区分を定めない 都市計画区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	用途地域 (      )				
		都市計画区域及び準都 市計画区域以外の区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
		都市計画施設	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	種類 (      )				
	建築基準法	災害危険区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
	地すべり等防止法	地滑り防止区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
	砂防法	砂防指定地	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の 推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
		土砂災害警戒区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
河川法	河川区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無						

の 法 規 制 状 況	海岸法	海岸保全区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	農地法	農地・採草牧草地	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	農業の振興地域の整備に関する法律	農用地区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	森林法	保安林	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
		保安施設地区	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
		地域森林計画対象民有林	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	自然公園法	特別地域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 (      )			
		普通地域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	自然環境保全体法	自然環境保全地域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 (      )			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	遺跡等の名称 (      )				
静岡県風致地区条例	風致地区	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 (      )				
接 続 道 路	道路の名称		排 水 先	河川等の名称			
	管理者			管理者			
	道路幅員			整備状況			
	整備状況			放流の承認			
土 地 利 用 計 画	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共の用に供する土地			その他	合 計
			道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面積						
	比率						
	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)			165~200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上	合 計	
区 画 数							
土地利用指導要綱による同意・協議の状況							
予 定 工 期	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日			

## 開発行為現地予備審査表（1）

課長	課長補佐	係長	課員				担当者
受付日	年	月	日	起案	年	月	日
現地調査日	年	月	日	決裁	年	月	日
開発行為予備審査をしたところ、概要は次のとおりであるので、別案のとおり通知する。							
開発者氏名							
開発行為地							
面積	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	計
	公簿						m <sup>2</sup>
	実測						m <sup>2</sup>
目的					予定建築物等		
権利等							
地区の状況			指示（特記）事項				
開発区域の自然環境の変化の有無							
各種指定、地域、地区、との適合							
開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況							
開発行為により予測される各種公害発生の有無及び対策							
給水計画 （給水の方法、能力等）							
排水計画 （排水の方法、放流先等）							

開発行為現地予備審査表（２）

地区の状況	指 示 （特 記） 事 項
樹木の保存計画（現況植生）	
消防水利の有無方法等	
工事車両等の進入路の有無及び安全対策	
工事に伴う防災対策	
地 盤 の 現 況 等 （ 軟 弱 地 盤 対 策 等 ）	
接 続 道 路	
公共施設の有無及び管理者	
都 市 計 画 施 設	
そ の 他	
開発行為をするにあたって必要とされる他の法令等の許認可名及びその担当課名	

第 号  
年 月 日

様

島田市長  
(〇〇部〇〇課)

開発行為予備審査の結果について（通知）

年 月 日付けで提出があった開発行為予備審査依頼書について、内容を審査したところ、調整又は検討を要する事項は下記のとおりです。

なお、開発許可申請は下記事項について対応した後に行ってください。

記

この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請を提出されない場合、又は開発行為許可申請の提出前に関係法令の改正があった場合、この通知は効力を失います。

## 開発行為許可申請書

<p>都市計画法第29条第1項（第2項）の規定により開発行為の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>島田市長</p> <p style="margin-left: 100px;">住所</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">電話番号</p> <div style="margin-left: 100px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>法人にあっては、その主たる事務所の所在地</p> <p>法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</p> </div>	<p>手数料 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">（別途、納入通知書により納付）</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地 域 の 名 称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8	その他必要な事項	
※ 受付番号			
※ 許可に附した条件			
※ 許可年月日及び番号		年 月 日	第 号

- 備考
- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
  - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
  - 4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
  - 5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
  - 6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

## 設 計 説 明 書

### 1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。

### 2 計画地の現況

- (1) 土地の地目別内訳等

区 分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地							
農 地	田						
	畑						
	その他						
	小 計						
山 林							
原 野							
公共公益用地							
その他 ( )							
計							

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。

(2) 計画地の現状

標高	最高地平均 m ~ 最低値 m m 標高差 m			
傾斜状況	勾配	面積	割合	土地利用方針
	0度~15度	m <sup>2</sup>	%	
	15度~30度			
	30度~45度			
	45度以上			
地層地質の概要				
河川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路	<p>例</p> <pre> graph TD     A((○○調整地)) --&gt; B((○○川))     C((○○調整地)) --&gt; B     B --&gt; D((二)○○川))     D --&gt; E((二)○○川))     E --&gt; F(海)                     </pre>
			河川法上の 河川又は海	
計画地への交通路	取付ける 認定道路	道	線 (W=	m)
	道	線 (W=	m)	
進入路区間	W=	m	L=	m 現況地目

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)		( )	宅地造成等規制法		
森林法					

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。  
 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面積	割合	数量・規模等についての概要説明
自己用を含む 営業用施設		m <sup>2</sup>	%	
	小計			
公共施設				
	小計			
公益施設				
	小計			
その他				
	小計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m
最大区画面積	m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>
予定建築物	(例) 住宅	集会所	.....	その他	合計
区画数	(例) 120	2	.....	1	130

- (注) 1 営業用施設  
分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設。
- 2 公共施設  
計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。
- 3 公益的施設  
計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。
- 4 その他  
上記1～3に区分されない施設、未利用地。
- 5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 =$	%
--	---

#### 4 個別計画の明細

##### (1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河川改修	(河川・水路名)	(例) L=〇〇m、W=〇〇m
防災施設	(調整池)	必要調整容量 V=〇〇〇m <sup>3</sup>
	(砂防堰堤)	調整池容量 V=〇〇〇m <sup>3</sup>
その他		

- (注) 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。  
 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。  
 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。  
 4 水理計算書を添付すること。  
 5 流出土砂量計算書を添付すること。  
 6 調整池容量計算書を添付すること（下流の流下能力の検討を含む。）。

##### (2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計 画 給 水 区 分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計 画 年 次	年	(例)	
計 画 給 水 人 口	人	分譲宅地	
1日1人当たり給水量	最大 平均	〇区画(戸)×〇人=〇人	1人 × m <sup>3</sup> /日 = m <sup>3</sup> /日
1日当たり給水量	最大 平均		
時間最大給水量	m <sup>3</sup> /時		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

用途	区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水		m <sup>3</sup> /日	
原料用水			
製品処理及び洗浄用水			
冷却用水			
温調用水			
その他			
計			

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備考
水道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m <sup>2</sup> /日	
地下水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m <sup>2</sup> /日	
表流水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m <sup>3</sup> /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- (注) 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。  
2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇～〇〇線
進入路								市等移管道 L=〇m
幹線道路								
支線道路								

- (注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200メートルの範囲で記載すること。  
2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。  
2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- (注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。  
2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符 号	施行区域	切 土	盛 土	残 土 不足土	残土・不足土の処理方法
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	計				

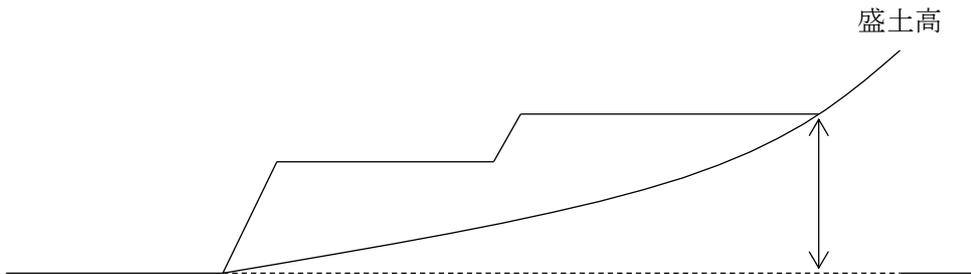
- (注) 1 土量計算書を添付すること。  
2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施行区域は適宜区分すること。  
3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

## 7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

### (1) 切土・盛土

区分	最大切盛高	法勾配	備考
切土			
盛土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



### (2) 法面保護・擁壁

位置	区分	規模及び構造

### (3) 地盤

改良箇所	改良方法

## 8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為であって、政令第25条第6号ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1 ha 未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m <sup>2</sup> )	本 (m <sup>2</sup> )
樹木の集団	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- (注) 1 樹木とは、高さが10m以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、m<sup>2</sup>とする。  
 2 樹木の集団とは、高さが5m以上で、かつ、面積が300 m<sup>2</sup>以上の健全な樹木の集団をいう。  
 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1 mを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m <sup>2</sup>
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000 m<sup>2</sup>未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m <sup>2</sup>
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

## 10 工事中の災害防止等の計画

### (1) 土砂流出防止計画等

区 分	具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
そ の 他	

### (2) 施行管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。

## 11 施設完成後の管理計画等

	施設名	管理者	管理方法等
自己用を含む 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

- (注)
- 1 3 土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
  - 2 公共施設又は公益的施設であつて、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

第 号  
年 月 日

様

国土交通省所管国有財産部局長  
又は公共施設の管理者

印

都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- (注)
- 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
  - 2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
  - 3 開発許可申請のときに添付すること。

別紙（1）

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替え、拡幅等の別	概要			管理者名称	所有者の名称	摘要
			延長	幅員 (管径)	面積			
			m	m	m <sup>2</sup>			

(注) 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別紙（2）

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設				付替後における従前の公共施設用地の帰属	摘要
名称	新旧対照図に付した番号		土地所有者の名称	名称	新旧対照図に付した番号			
	番号	地積			番号	地積		

(注) 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1)に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

### 新設する公共施設一覧表

新設する公共施設 の名称	新旧対照図に 付した番号	概 要			管理者となるべき 者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m <sup>2</sup>		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)



- (注)
- 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
  - 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
  - 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入すること。

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m <sup>2</sup>				

- (注) 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。  
2 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。  
3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。  
4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開 発 行 為 の 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

開 発 者 住 所  
氏 名 様

住 所  
権 利 者 氏 名  
電 話 番 号

印

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘要
		m <sup>2</sup>		

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

島田市長 年 月 日

住所  
設計者 氏名 年 月 日生  
電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について申告します。

学歴	学校の名 称	学部及び学科	所在地		修業年限
実務経歴	勤務先	所在地	職 名	在職期間 (合計 年 月)	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積	許認可の番号及び年月日
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日
					第 年 月 日
					第 年 月 日
					第 年 月 日
					第 年 月 日
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号	イロハニホヘトチ	

- (注)
- 1 学歴の欄には、設計者の資格に係りのある学歴を記入すること。
  - 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
  - 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えること。
  - 4 開発区域の面積が 20ha 以上の場合の設計経歴欄には、20ha 以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

資金計画書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収    入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支            出	用 地 費	
	工 事 費	
	（ 内 訳 ）	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	防 災 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
計		

（注） 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に（ ）書すること。付帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

## 2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事					
	事務費					
	借入金利息					
	借入金償還金					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	その他 (権利金、入会金等)					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	その他処分収入					
	補助費負担金					
計						
借入金の借入先						

(注) 収入について、調達方法を裏づける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合があるので留意すること。

様式第 13 号 (要領第 4 関係)

開 発 行 為 許 可 審 査 表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 承認番号	年 月 日 第 号	受 付	年 月 日 第 号
申 請 者 氏 名			開 発 行 為 地			
開 発 行 為 の 目 的						
区 域 区 分	非線引き・都計以外 用途 ( )		開 発 面 積		m <sup>2</sup>	
予 定 建 築 物 等			自己用・非自己用		自己居住用・自己業務用・非自己用	
設 計 者 氏 名	電 話		手 数 料		円 (済・未納)	
添 付 図 書	項 目	有	項 目	有	項 目	有無
	1 許可申請書		12 土地の登記事項証明書		23 擁壁の断面図	
	2 住民票 (法人登記事項証明書)		13 開発区域位置図		24 求積図	
	3 予備審査に対する措置状況		14 現況図		25 防災工事計画平面図	
	4 設計説明書		15 公図写		26 防災施設構造図	
	5 法第 32 条同意・協議書		16 開発区域区域図		27 構造計算書	
	6 権利者一覧表		17 土地利用計画図		28 安定計算書	
	7 開発行為の施行等の同意書		18 造成計画平面図		29 水理計算書	
	8 設計者の資格申告書		19 造成計画断面図		30 土地調査書・地盤改良計画書	
	9 申請者の資力信用申告書		20 排水施設計画平面図			
	10 資金計画書		21 給水施設計画平面図			
11 工事施行者の能力申告書		22 がけの断面図				
項目	審 査 経 過 、 指 示 事 項 、 意 見 等			指示月日	処理月日	補正日数
法第 41 条による指定	有・無	内容			補正日数計 日	
備 考	受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	標準処理期間
			日	日	日間	30 日間

第 号  
年 月 日

様

島田市長

印

都市計画法第 29 条の開発行為について (許可)

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条  
第 項の規定に基づき、下記により許可します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称、地番		
	2 開発行為の目的及び 開発区域の面積		平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年	月 日
	6 工事完了予定年月日	年	月 日
	7 自己の居住の用に供するも の、自己の業務の用に供す るもの、その他のものの別		
	8 その他必要な事項		

許可に付した条件

## 工事完了届出書

年 月 日

島田市長

開発者 住 所 〔法人にあつては、その〕  
〔主たる事務所の所在地〕  
氏 名 〔法人にあつては、その〕  
〔名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は  
工区に含まれる地域の名称

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

## 公共施設工事完了届出書

年 月 日

島田市長

開発者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許可番号	第 号	開発区域の 名 称	
許可年月日	年 月 日	着手 完了 年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施行者		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

## 手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

島田市長

開発者 住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

手直工事  
開発行為に関する（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）が下記  
指示事項  
のとおり完了しましたので、開発行為等事務処理要領第10(3)の規定に基づき報告  
します。

### 記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

島田市長 ○○○○ 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法  
第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者  
の住所及び氏名

## 公共施設に関する工事の検査済証

第 年 月 日  
第 年 月 日

島田市長 ○○○○



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

### 記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が  
存する開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の  
住所及び氏名

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 承認番号	年 月 日 第 号	受付	年 月 日 第 号
申請者の住所						
申請者の氏名						
開発行為の許可年月日、番号			年 月 日 第 号			
開 発 行 為 の 目 的						
開発区域に含まれる地域の名称						
建 築 制 限 の 解 除 を 申 請 す る 土 地 の 区 域						
図 書	1 土地利用計画図		2 建築物等の位置図、配置図			
	3 棟別一覧表		4 建築物等の図面（平面、立面等）			
棟 別 概 要						
棟	用 途	構 造	規 模			備 考
			階 数	建築面積	延面積	
建築等の予定工期		着手 年 月 日 完了 年 月 日				
申請の理由						
建築等制限解除の適否の理由						

第 号  
年 月 日

様

島田市長 ○○ ○○

印

### 開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

#### 記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

ただし、公共施設の帰属を伴う場合は、工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

島田市長

届出者 住 所 (法人にあつては、その)  
(主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、その)  
(名称及び代表者の氏名)  
電話番号

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事 (許可年月日及び番号  
年 月 日 第 号) を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を  
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の面積
- 4 工 事 の 廃 止 の 理 由

## 安全上の措置に関する計画書

年 月 日

島田市長

（開発者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり安全上の措置に関する計画書を作成したので提出します。

開発行為許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為に関する工事の施行状況	
安全上の措置に関する計画の内容	

- （注） 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面を添付すること。  
2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面を添付すること。  
3 法人の場合、住所欄には、その主たる事務所の所在地、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記入すること。

## 開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年 月 日	受付日	年 月 日	受付番号	
届出者の住所					
届出者の氏名					
開発行為の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号				
開発区域に含まれる地域の名称					
添 付 図 書	項 目	有無	項 目	有無	
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書		
	2 現況図		5 現況写真		
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真		
棟 別 概 要					
工事着手年月日	年 月 日 ・ 未着手				
工事廃止年月日	年 月 日				
現地確認年月日	年 月 日 ・ 現地確認不要				
工事廃止の理由					
公共施設機能回復措置の内容及びその適否					
防災措置の内容及びその適否					

第 号  
年 月 日

様

島田市長 ○○ ○○

印

開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為に関する工事（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）の廃止の届出書を受理したので通知します。

### 開発行為変更許可審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 承認番号	年 月 日 第 号	受付	年 月 日 第 号	
申請者氏名		開発行為地					
開発行為の目的		開発面積					
区域区分	非線引き・都計以外 用途( )		開発面積				
予定建築物等			自己用・非自己用		自己居住用・自己業務用・非自己用		
設計者氏名			手数料		円 (済・未納)		
変更の概要							
添付図書	項 目	有無	項 目	有無	項 目	有無	
	1 変更許可申請書		11 開発区域位置図		21 擁壁の断面図		
	2 変更理由を記した書面		12 現況図		22 求積図		
	3 変更事項新旧対照表		13 公図写		23 防災工事計画平面図		
	4 設計説明書		14 開発区域区域図		24 防災施設構造図		
	5 法第 32 条同意・協議書		15 土地利用計画図		25 構造計算書		
	6 権利者一覧表		16 造成計画平面図		26 安定計算書		
	7 開発行為の施行等の同意書		17 造成計画断面図		27 水理計算書		
	8 資金計画書		18 排水施設計画平面図		28 土地調査書・地盤改良計画書		
	9 工事施行者の能力申告書		19 給水施設計画平面図				
10 土地の登記事項証明書		20 がけの断面図					
項目	審査経過、指示事項、意見等				指示月日	処理月日	補正日数
法第 41 条による指定	有・無	内容				補正日数計 日	
備 考	受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	標準処理期間	
			日	日	日	30 日間	

第 号  
年 月 日

様

島田市長 ○○ ○○ 印

開発行為の変更について（許可）

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記により許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	その他必要な事項		

許可に付した条件

# 開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

島田市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり開発行為に関する設計を変更したいので、開発行為等事務処理要領第14(6)の規定により協議します。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開発許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

(注) 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 30 号（要領第 14 関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

島田市長

印

開発行為の設計の変更に関する協議について（通知）

年 月 日付けで提出があった開発行為変更協議書について、協議が終了した旨通知します。  
なお、都市計画法施行規則第 29 条の工事完了届出書若しくは公共施設工事完了届出書又は同法施行  
細則第 8 条の開発区域内における建築等制限解除申請書を提出する前に、同法第 35 条の 2 第 1 項の  
規定による許可を受けなければならない旨、申し添えます。

第 号  
年 月 日

様

島田市長 ○○ ○○ 印

開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、都市計画法  
第 41 条第 2 項ただし書  
の規定により、下記のとおり許可します。  
第 42 条第 1 項ただし書

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可の条件

第 年 月 号  
年 月 日

様

島田市長 ○○ ○○ 印

### 地位の承継の承認について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、  
自己の業務の用に供するもの、  
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件

開 発 登 録 簿

市名		番号	
----	--	----	--

当 初 許 可	許 可 番 号	第 号	承 継 承 認 番 号	第 号
	許 可 年 月 日	年 月 日	承 継 承 認 年 月 日	年 月 日
	許可を受けた者の住所及び氏名		承継人の住所及び氏名	
	工事施行者の住所及び氏名		区 域 等 地 域	区域区分が定められていない都市計画区域・都市計画区域以外の区域 用途地域 ( )
	開発区域に含まれる地域及び面積	面積 m <sup>2</sup>		
予定建築物等の用途	工 区	位 置	工区面積m <sup>2</sup>	変更工区面積m <sup>2</sup>
法第41条の規定による制限の内容				
工事予定期間				
変 更 許 可	許 可 番 号	第 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	変更の内容			
建 築 制 限 解 除	許 可 番 号	第 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	建 物 概 要			
工 事 完 了 検 査	検 査 済 証 番 号	第 号	第 号	第 号
	検 査 済 証 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完了公告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	摘 要			
備 考				

### 農林漁業を営む者であることの証明書

氏 名	
住 所	
開発行為又は建築 しようとする場所 の所在、地番	

上記の者は、\_\_\_\_\_業を営む者であることを証明します。

年 月 日

印